

第9章 水防活動

1 水防体制

気象庁より気象情報（警報および注意報を含む）を受けたときは、その情報を判断し、次の分類により水防体制をとる。また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も、下記に準じて対処するものとする。

(1) 水防本部の体制

ア 準備体制

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報を受けたときは、連絡活動および招集活動ができる体制とする。

イ 警戒体制

水防要員並びに水防団員をもってこれに当り、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。

ウ 非常体制

水防計画に定めてある水防要員（資料編別表－４）全員をもって非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。もし、事態が長引く場合は水防本部各部長は適宜交代させるものとする。

(2) 水防管理団体の体制

水防管理者は、情報判断を適正に行い、県の地域防災計画および水防計画に応じた水防計画を定め、万全の体制を保持しなければならない。

(3) 水防団の体制

水防団は、情報判断を適正に行い、水防本部に準ずる水防体制を保持しなければならない。

(4) 出動準備

水防管理者は、次の場合には、管下消防機関に対し、出動準備をさせること。

ア 水防警報が発せられたとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。

ウ その他気象状況により、洪水、津波又は高潮等の危険が予知されるとき。

(5) 出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに管下消防機関に対し、予め定められた計画に従い出動させ、警戒準備につかせなければならない。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

イ 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

2 活動区分

(1) 河川水防活動区分

河川における水防活動区分は資料編別表－９のとおり。ただし、洪水等の状況により、本部長が他の水防活動地域に出動指令した場合は、速やかに指令された水防活動地域に出動するものとする。

(2) 河川以外の水防活動区分

河川以外の水防活動区分は、その都度本部長の指令するところによるものとする。

(3) 消防関係以外の水防活動

本部長は、必要に応じ関係部局に対し、所要の水防活動を行わせるものとする。

3 関係機関への水防通報

水防管理者は、大仙市から通報があったときは、秋田地域振興局建設部に連絡するものとする。

4 巡視および警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波収束後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

ア 洪水

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、河川、海岸等の監視および警戒をさらに厳重にし、重要水防区域（第3章）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、地域振興局建設部長および河川等の管理者等に連絡し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、9.8に定める災害発生時の処置を講じなければならない。

(ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

(イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下

(ウ) 川側堤防斜面で水当たりの強い箇所の亀裂又は欠け崩れ

(エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂および欠け崩れ

(オ) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

(カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

イ 高潮

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視および警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全および避難を優先して水防作業を実施するとともに、地域振興局建設部長および海岸等の管理者に連絡し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。

(ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

(イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下

- (ウ) 海側又川側堤防斜面で水当たりの強い箇所の亀裂又は欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂および欠け崩れ
- (オ) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

5 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域および近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(1) 水防作業

洪水時において堤防に異常の起こる時期は、洪水時間にもよるが、おおむね水位の上昇時又はその前後である。しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いから最盛期を過ぎても完全に水位が下がるまで警戒を解いてはならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、堤防斜面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を施行するが、当初の工法で成果が認められないときは、これに代るべき工法を次々と行い極力防止に努めなければならない。

水防作業を必要とする異常な状態は、おおむね次のとおりである。

- ア 漏 水
- イ 表法の欠け崩れ
- ウ 堤防上端（天端）および裏法の亀裂又は欠け崩れ
- エ 溢 水
- オ 樋門等の漏水

(2) 水防工法

水防工法には種々あるが、その目的と資材、人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。

6 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

7 避難のための立退き

- (1) 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を地域振興局建設部長に速やかに報告し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

8 災害発生時の処置

- (1) 堤防、溜池、小門又は角落し等が決壊した場合は、水防管理者、消防機関の長等は出来る限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。
- (2) この場合は、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。
 - ア 居住者に対し、立退き指示避難誘導等。
 - イ 水防支部（地域振興局建設部）、所轄国土交通省河川国道事務所、隣接水防管理団体ならびに警察署に急報しなければならない。
- (3) 水防支部長はこれを水防本部、災害対策本部その他必要な関係機関に急報するとともに、応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

9 水防体制の解除

- (1) 県の水防体制の解除
水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、水防体制の必要がなくなったと認めたときは、これを解除し、関係機関に通知するものとする。
- (2) 水防管理団体等の水防体制の解除
 - ア 水防管理団体の水防体制の解除
水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険が少なくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般的に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、水防体制を解除したときは、地域振興局建設部を通じ水防本部に報告するものとする。
 - イ 水防団および消防団の水防体制の解除
水防団および消防団の水防体制の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員および消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材および作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。